令和７年度

健 全 化 判 断 比 率 等
審　　査　　意　　見　　書

長岡京市監査委員

８長監委第２９号
令和８年８月１４日

長岡京市長
　中小路　健吾　様

長岡京市監査委員
　田　中　恭　介
同
　宮　小　路　康　文

令和７年度健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度健全化判断比率等を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和７年度　財政健全化審査

１　審査の期間

令和８年７月１５日から令和８年７月２７日まで

２　審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	令和７年度 早期健全化基準
12 実 質 赤 字 比 率	－	－	12.50
②連結実質赤字比率	－	－	17.50
③実質公債費比率	3.1	2.7	25.0
④将 来 負 担 比 率	44.4	24.9	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため「－」と表示した。

４　むすび

いずれの比率においても早期健全化基準を下回っており、是正改善を要する事項はない。しかし、引き続き厳しい財政状況が続いていることから、より一層の財政健全化に努められたい。

令和７年度　水道事業会計経営健全化審査

１　審査の期間

令和８年６月１０日から令和８年７月２７日まで

２　審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

比　　率　　名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
①資 金 不 足 比 率	－	－	20.0

※ 資金不足を生じていないため「－」と表示した。

４　むすび

資金不足はなく、是正改善を要する事項はない。しかし、今後も厳しい経営環境が続くと予想されるので、より一層の経営健全化に努められたい。

令和７年度　公共下水道事業会計経営健全化審査

１　審査の期間

令和８年６月１０日から令和８年７月２７日まで

２　審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

比　　率　　名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
①資 金 不 足 比 率	－	－	20.0

※ 資金不足を生じていないため「－」と記載した。

４　むすび

資金不足はなく、是正改善を要する事項はない。公共下水道事業は、平成２９年度に公営企業会計へ移行したが、使用料収入で賄えていない汚水処理事業に係る費用補填を一般会計から行っていることを強く認識し、今後より一層の経営健全化に努められたい。